

令和3年度 認定自主研究会 成果物

審査請求・訴訟手続自主研究会

テーマ

資格喪失後の傷病手当金給付と老齢年金との調整  
について

作成者 審査請求・訴訟手続自主研究会 副代表幹事

山口佳久（大阪北支部）

「資格喪失後の傷病手当金給付と老齢年金との調整について」

健康保険法の傷病手当金は生活保障のための給付と言われている。

法令上そのような表現は見当たらないが療養のため労務に服することができなくなった期間に支給される性質のものであるから、生計のための資金つまり賃金の代わりに受け取るものというものである。

そのため、賃金でない他の生計資金が社会保障法上で用意される場合、給付の調整が行われる。傷病手当金の要件を満たしているが同時に同法の出産手当金が支給される場合である。

また、障害や老齢の年金各法との調整も行われることにもなっており、この場合、それぞれの支給目的との整合性がとれているかどうかとあらためて考えると疑問に思われる事案があるので、以下に述べていくことにする。

なお、以下は裁判例でも審査請求事案でもなく国会答弁である。法を作る側が法を執行する側に対して質問するという点で違和感がなくもないが、法規定では法制史的な立法背景が抜け落ちるため、法を作る側においてさえ法趣旨に疑念を抱くというものとなっている。

法規定にそれぞれ規定する目的を文章化すれば、その運用はかなり正確になるはずであり、解釈集を読む必要もなく、役目を終えた規定が変な使われ方をすることもなかろうと考えるが、読む者が読めば古い規定だとわかるが、法規定は常に時間軸のない書き方をするものである。最近では口語化していつているが、これまた文語調による方が理解は確実だと思えたりするから不思議なものである。

令和元年 11 月 11 日、「傷病手当金と老齢年金との調整に関する質問主意書」が衆議院に提出された。

提出者は西村智奈美衆議院議員（立憲民主）である。

該当する規定は健康保険法（傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整）で、その第 108 条第 5 項をシンプルにするとこのようになる。

「傷病手当金の支給を受けるべき者（資格喪失後の給付に限る。）が、国民年金法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。

法第 108 条のタイトルは「傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整」である。生計資金が保険給付で過重とならないための調整規定で、報酬(賃金)と出産手当金はさほど違和感はないが、3 項以降の障害年金と老齢年金との調整である。

ここでは障害年金については語らず、老齢年金に焦点を当てる。

老齢年金は平成に入って賃金との調整、雇用保険との調整が行われるようになったが、この時点でそれぞれの法趣旨自体が調整されたと言える。賃金は会社が独自の労務設計で進めるものだが、実際には在職老齢年金を受給して従来の生計資金が得られるとこぞって調整したものである

賃金面だけを見れば不利益変更そのものでありそれは今日の定年後の同一労働同一賃金問題にまで引きずっているものだが、当時は賃金をいくらに設定すれば在職老齢年金はこれだけ支給されよって年収は目減り無しで問題なしと普通に考えられたのである。雇用保険の基本給付との調整も然りで、労働力人口の減少解消として求職意欲を掻き立てるため調整が進んだのである。

したがって、日本では「隠居」が事実上死語となった。

無論、隠居者でも制度だからといって失業給付を支給するのはおかしいということも正しい。

こうした法律の歴史性、規定要因が条文上に表現されないために、後世では文言解釈を絶対視することになるが、この場合においては解釈の中立性のゆえに法規定の趣旨自体が曖昧になり、時には当事者の恣意的な判断を許してしまう余地を残していることになる。

また、法規定が改正される時は一部改正に止まるのが殆んどであるが、常に全体的な整合性の歪みを生じさせながら行われており、それに歴史性の捨象が加わることで、具体的な事案において異議が生じ、文言解釈だけでは道理の説明がつかないということが起こりうるものである。

さて問題提起となった具体的なケースは以下である。

○傷病手当金を資格喪失後の給付で受けていた者が死亡した。

○その者は 65 歳を過ぎていたが、老齢年金を繰下げしていたため、年金は受給していなかった。

○遺族が遺族年金を請求に行ったところ、老齢年金の処理が宙に浮くことから、年金事務所の窓口でまず老齢年金(未支給年金を含む)の請求が求められ、請求した。

○ところが、遺族は未支給年金が自分たちの一時所得になり、所得税、住民税、国保料、介護保険料の負担が増加することを知り、老齢年金(未支給年金を含む)の請求の取下げを求めた。

○一方、取下げ前の老齢年金(未支給年金を含む)の請求の処理が支給にまで及んでいない状態で、全国健保協会から遺族に傷病手当金の返納通知が来た。遺族はまだ支給されていないことを確認させて、返納の更正決定を取り下げることに成功した。

しかし、その後この取下げ判断は誤りとして、不服があれば審査請求を行うよう教示され、返納は有効とされた

審査請求では、運用指針である『健康保険法の解釈と運用』にもとづき、老齢年金の裁定請求がなされた場合には、年金の支給がなくとも調整を行う決定は適法かつ妥当とされ、棄却された。

#### 争点 1

質問「遺族年金請求の際、老齢年金を請求しなければならない法的根拠はない。また、求めるとしてもその意思を問わず、機械的に行っていることは改めるべきである。」

政府答弁「遺族年金請求の際、老齢年金の請求漏れを生じさせないためにしていることであり、それによる税負担増や傷病手当金の返納による不利益は窓口で説明している。」

遺族年金請求時に必ず前段階として老齢年金を請求しなければならないという規定は見たことがない。

システム上の不備が起こることは想像に難くないし、窓口でもそうならないよう対応しているだろう。

ただ、経済的負担増を嫌って等の理由の如何を問わず、裁定前の取下げ処理の余地はある。

裁定処理を混乱させる逆選択の例といえるが、こうした選択を制限する規定はないのである。不利益を被るかどうかを問わず、それを窓口で説明するかどうかも問わず、請求漏れを生じさせるかどうかを問わず、円滑な年金の請求と支給を事務的に進めることが重要なことは理解できる、

ただし、法的根拠がない状態にあつては老齢未請求、遺族年金請求で処理すべきである。

## 争点 2

質問「傷病手当金と老齢年金との調整は、重複して受給した場合に調整すると解釈するのが妥当である。したがって、健保法第 108 条第 5 項中『老齢退職年金給付の支給を受けることができるとき』とは裁定請求したとき、ではなく、実際に年金を受給したとき、と解釈を改めるべきである。」

政府答弁「傷病手当金は生活保障を行うことを目的とし、他の社会保障において保障が担保されるときは補填しないとしている。そして老齢年金を受けることができるかどうかは裁定が行われるかにより確定するものであるから、支給を受けることができることを裁定請求したときとする解釈は誤りとする指摘は当たらない。」

全国健保協会では老齢年金裁定の通知を受け、傷病手当金の返納処理を行ったが、まだ決定も受給にも至っていなかったため、返納処理がおかしいという質問である。

確かに「受けることができるとき」の専門的解釈は政府答弁の通り一明記されていない一なのであるが、一般常識的には受給したときになるのであろう。特に、生活保障を目的とするのなら、二重補填されている状態でなければ筋が通らないが、この状態では老齢も受給しない状態で傷病手当金の返納を求められているものであるから、法の趣旨からいって歪んだ処理である。

したがって、二重補填の状態になるまでは返納を停止すべきである。

なお、この問題はマイナンバー制度によって解消できるものだが、国民背番号制に不信感を持つ国民の感情を解消できないため、その利点機能が働きだすにはまだ時を待たなければならないだろう。企画段階でグランドデザインを示すことができず、中途半端な状態で始まり、当然申請も中途半端に止まり、それではと申請数を増やすことに力を入れているものだが、少しずつ利用できる種類と機会を増やしていくにつれて拙速という見方も薄れていくだろう。

日本は戦時中を除き、国民についてそれほど正確に把握しない国であり、労働保険番号にせよ厚生年金番号にせよ雇用保険被保険者番号にせよ、統一性がなく、それぞれの機関で重複を考慮せず附番していたものである。

こうした整合性を採らない附番はマイナンバー制度の安定定着をもって終結するだろうし、そのときは社会保障各法の併給調整もトラブルになる余地はなくなるものであるから、それを期待したい。

### 争点 3

質問「疾病、負傷に起因する休業による所得減少を保険事故とする傷病手当金と、老齢を保険事故とする老齢年金とは保険事故が異なるものであるから、併給調整する法律の規定に問題があるため、改正すべきではないか。

傷病手当金と障害年金との調整は、同一の傷病に起因する場合についてであり、重複調整という説明は理解できるが、老齢と傷病手当金は保険事故が異なるのであるから調整すべきではない。このことは例えば、保険の目的が異なる火災保険と自動車保険の保険給付を調整しているようなもので、『保険』という観点ではない。

また、「所得補償」であるとする根拠は次の事実とも矛盾する。

①退職後の傷病手当金を受給し終わってから、老齢年金の繰下げ受給をした場合には調整がない。

②在職中の老齢年金と傷病手当金とは調整がなく、退職後の傷病手当金だけを調整対象としている。」

政府答弁「傷病手当金は被保険者が負傷、疾病のため労務不能となり一時的に収入の喪失等を来した際に生活保障として補填するものであり、老齢年金は高齢期における稼得能力の喪失・損失を補填するもので、ともに所得補償という共通の目的を持つものであるから、重複の調整を行う必要があると考えており、見直すことは考えていない。

①については、年金繰下げ中は支分権が存在しないため、傷病手当金との調整問題は生じない。

②については、傷病手当金により所得補償を行い、かつ労働力の早期回復に資する観点から在職中は調整を行わないとしているものである。」

①に関して言えば、繰下げしている間もまた『老齢退職年金給付の支給を受けることができるとき』に該当している。

支分権が存在しないということを持ち出せば、質問 2 の答弁と矛盾する。

保険事故の観点でいえば、質問の通りであろう。

障害年金と異なり、老齢年金は別物である。

実際には、退職後の老齢年金を在職中の賃金と同視して、賃金との調整をそのまま行っているものである。

以上みてきたように、老齢年金をめぐっての調整については、捨象された歴史性をあてはめていけば、既に統一的な説明が困難な整合性が取れていない状態を呈している。

絶えず感じる制度への疑問、機械的な処理でしか対応できないジレンマなど、国民が年金制度に納得し、その法改正内容にも共感し得る状況になるまでにはまだほど遠いと言わねばなるまい。

今回の舞台は政府答弁であったが、審査請求、再審査請求、および行政訴訟に関わる際の参考として役に立てばと願う。

以上

参考) 令和3年7月例会「社会保険よもやま話」(滋賀会 高井 隆氏) 講義レジュメ